

官報

号外 昭和三十六年十月十日

第三十九回国会衆議院會議録第七号

昭和三十六年十月十日(火曜日)

議事日程 第六号

昭和三十六年十月十日

午後二時開議

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、特別職の職員(内閣提出)、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨

○本日の会議に付した案件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

検査官任命につき同意を求めるの件

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時八分開議

○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。内閣から、地方財政審議会委員に今吉敏雄君、荻田保君、児玉政介君、鈴木武雄君、遠山信一郎君を任命したいので、自治省設置法第十五条第二項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

検査官任命につき同意を求めるの件

○副議長(原健三郎君) 次に、検査官に塚越虎男君を任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

する法律案、特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を順次求めます。国務大臣福永健司君。

[国務大臣福永健司君登壇]

○国務大臣(福永健司君) 一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本年八月八日、人事院は国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の俸給表を全面的に改善し、期末手当を増額し、初任給調整手当及び通勤手当を改定すべきことを勧告いたしましたのでありますが、政府といたしまして慎重に検討を重ねました結果、これを実施することが妥当であるとの結論に達しましたので、本法について所要の改正を行なうとするものであります。

○副議長(原健三郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、一般職の職員に関する法律の一部を改正

すなわち、第一に、全俸給表の全等級を通じまして、人事院勧告通り、俸給月額を現行の俸給月額よりおおむね千円ないし三千円程度増額いたすこと

昭和三十六年十月十日 衆議院會議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案についての水田国務大臣の趣旨説明 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案についての藤枝国務大臣の趣旨説明

といたしました。特に研究職俸給表につきましても、研究職の特殊性にかんがみまして、従来七等級構成とされておりました等級区分を六等級構成に改めまして、職員の研究能力等に応じて昇格できるより改善を行ないました。これらの改善によりまして、本法の適用を受ける一般職国家公務員の全職種平均の給与水準は、おおむね七・一%上昇いたすこととなります。

第二に、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・二カ月分増額いたしました。〇・九五カ月分とするにとともに、十二月十五日に支給する期末手当の額も〇・二カ月分増額いたしました。一・七カ月分とすることといたしました。

第三に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますとともに、新たに、専門的知識を必要とし、採用による欠員の補充について、特別の事情があると認められる他の官職に採用される職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第四に、通勤手当につきましても、交通機関等の利用者に対する支給額の最高限を、月額六百円から七百五十円に引き上げるとともに、自転車等の使用者に対する支給額を、月額百円から二百円に増額いたしました。

第五に、俸給月額額の改定に伴いまして、委員、顧問、参事等の非常勤職員に対する手当の支給額の最高限を、月額四千七百円から四千九百円に引き上げることといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容につきまして改正を行なおうとするものでありますが、人事院勧告において、本年五月一日とすることを適当と考へるとされました実施時期につきましても、現下の経済情勢等にかんがみまして、これを本年十月一日とすることとし、初任給調整手当の改定に関する規定は、昭和三十七年四月一日から施行しようとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 大蔵大臣水田三喜男君。〔国務大臣水田三喜男君登壇〕特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し述べます。

政府は、今回人事院勧告に基づいて、昭和三十六年十月一日以降、一般職の職員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしているのでありますが、これに伴いまして、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められております特別職の職員の給与につきましても、その俸給月額等に所要の改定を行なおうとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 法務大臣植木庚子郎君。〔国務大臣植木庚子郎君登壇〕

裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬並びに檢察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める檢察官の俸給の各月額を増加しようとするものであります。改正後の裁判官の報酬及び檢察官の俸給の各月額を現行のそれと比較いたしますと、その増加比率は、一般の政府職員についてのこれらに対応する各俸給月額増加比率と同様となっております。

なお、両法律案の附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この報酬及び俸給の月額改定を本年十月一日から適用することなど必要な措置を定めております。

以上がこの二法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 国務大臣藤枝泉介君。〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につき

措置を講ずるため、この二法律案を提出した次第であります。

この両法律案は、右の趣旨に従い、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬並びに檢察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める檢察官の俸給の各月額を増加しようとするものであります。改正後の裁判官の報酬及び檢察官の俸給の各月額を現行のそれと比較いたしますと、その増加比率は、一般の政府職員についてのこれらに対応する各俸給月額増加比率と同様となっております。

なお、両法律案の附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この報酬及び俸給の月額改定を本年十月一日から適用することなど必要な措置を定めております。

以上がこの二法律案の趣旨でございます。(拍手)

官 報 (号 外)

置または機構が別に確立できるなれば、あえてストライキに訴える必要がないであろうというので争議権を取り上げたのであります。しかしながら、その代償として人事院を設置し、これに責務を負わせ、公務員の生存権を守らせることとしたのでございませう。このような重大な任務と性格を持つ人事院は、誕生して以来ここに十三年間、はたして公務員の生存権を守り、国家公務員法の第一条に示すごとく、職員の最大の能力を發揮し得るような環境を作るための根本的な基準を具体的に確立をし、国民に対しても公務の民主的かつ能率的な運営を保障する措置がとられてきているのでございませうか。

私は、残念ながらノーと言わざるを得ないのであります。たとえば、ここ数年間の勧告による賃金の体系を見ましても、昭和三十三年が初任給の是正、三十四年が中だるみの是正、三十五年が全面改正、それに本年の改定内容等々、何ら一貫した方針のない場当たり主義的な改正がなされている。この事実が人事院の自主性を失っていることを証明すると言えらるる思ふのであります。(拍手)端的に申し上げますれば、戦後飛躍的な日本経済の発展の中にありながら、財閥と意を通ずる国家権力者の手に握られていた賃金統制の手段としての役割をになわされてきたにすぎないと、結果論より言うことができるのであります。そのことは、世界の資本主義諸国でもまれに見る低賃金のささえとなつて公務員給与の現状が、すべて人事院の勧告によつてもたらされてきたということが明らかであるからであります。この動かせない事実に対して、政府はいかなる責任を感じているか、お聞きをいたしたいのであります。

このたびの人事院の勧告は、五月以降一人平均七・一%、一千七百九十七円の賃上げを骨子といたしまして、初任給の引き上げ、通勤手当の増額等であります。これは当然権威ある人事院の勧告であるとするならば、公平で科学的で、かつ客観的であるべき内容が、明らかに作爲的で政策的で、かつ、欺瞞的なものであるということを知ることができるのであります。(拍手)それはあたかも昨年四月以降の民間賃金の上昇率、消費者物価の動き、家計の消費支出等の実態と民間賃金との格差の是正の上に立つてこれを算出したごとくに言われておりますけれども、事実とは大きな相違があるのでございませう。それは本年の四月現在、五十名以上の中小企業を含む民間の平均賃金は、国家公務員の給与より七・三%高く、家計の消費支出も、全都都市で九・三%の増加をいたしております。従つて、民間賃金を確保し、家計の消費支出増を勧告して出された完全な金額の勧告とは言われぬのであります。(拍手)それに加えて、本年四月以降の民間賃金は、後ほど申し上げ

ますること、急激に上昇いたしている実態をわれわれは認めなければならぬと思ふのであります。現に国民は、池田総理が御自慢の経済成長十カ年計画、公共料金の値上げ等に伴う諸物価の値上がりによつて、ますます生活は苦境に追い込まれているのでございませう。この値上がりムードの中に出生された人事院の勧告内容には、国家公務員は申すに及ばず、全労働者は大きな不満と怒りを表明し、公務員諸君は四月以降一律五千円の賃上げを要求し、民間労働者の支持を得つて、いまだかつて見ざる盛り上がりの中で戦っているのが実態であるのでございませう。

大蔵大臣は、去る二十八日の施政演説で、国家公務員の給与は、人事院勧告を尊重し云々と国民の前に約束をいたし、総理もまた答弁の中で、人事院の勧告を尊重し、民間賃金との格差の是正を行なうという意味の答弁をなされております。しかるに、政府から出された提案を見ますに、五月実施を十月実施にいたしてございませう。しかも、ただいま提案理由の説明のありましたように、現下の経済情勢にかんがみてという抽象的な表現であり、昨日予算委員会でもわが党の委員が質問をいたしましたときに、大蔵大臣は、五月実施を十月実施にいたしましたことは、昨年の勧告でも五月を十月に延ばしたのであり、従つて、今年も去年通りに十月から実施することがよいであろうというので十月実施に延ばしたというよう無責任きまるところの答弁をいたしておたのでございませう。公務員の真剣な要求を何らまじめに取り上げておらないと解されるのであります。

皆さん、組織は生きものであります。労働組合の対策は、一方的な権力で押えたり、その場しのぎのごまかしで解決できるものでは絶対ないのをごさいます。私がここで知つていたいただきたいのは、本年四月以降、民間賃金は三千円から三千五百円がベース・アップの常識となつております。今ここで、かりに政府提案のごとく十月実施ということにいたしますならば、人事院の勧告の千七百九十七円にプラス本年四月からの民間賃金上昇額を中間

に押えましても三千二百円、それにプラス今年四月までの民間貸金との格差

は正の不足額〇・二兆の四十円、合計して五千三十七円の貸上げをしなければ、政府のいうところの民間貸金との

格差は正にはならないのでございませぬ。科学的に総理府の統計による消費

者物価指数の上昇率より算出いたしますれば、一昨年の五月を一〇〇とい

たしまして、昨年の四月の指数は一〇三・五となっております。そのときに

人事院は一二・四、二千六百八十円の貸上げをいたしましたのでございませぬ。

ことしの場合、昨年の五月を一〇〇といたしまして、本年の八月までの上

昇指数は一〇八・八となっております。従って、昨年と同じアップ比率で

算出をいたしますと、三二・二、金額にして七千八百五十三円の貸

上げをしなければならぬのでございませぬ。(拍手)政府はこの矛盾をいかに

お考えになるのか、具体的に労働大臣、大蔵大臣よりお伺いをいたしたい

と思うのでございませぬ。人事院の勧告内容の矛盾や、政府の

人事院勧告の不履行は、今年の勧告に

対してばかりではありません。今日ま

で勧告通り実施されたことはきわめて

少ないのでございませぬ。問題は、国家

公務員が生存権を守るための手段として

行使するスト権を取り上げ、その代

償として設置された人事院の勧告が尊

重されず、国家公務員の生存権を保障

する任務と人事院に課せられた権限が

骨抜きにされているところに、重大

な問題があると思うのでございませぬ。

(拍手)昨年のベース・アップの実施に

いたしまして、同様予算委員会では指

摘されたこと、自然増収が四百四十

億円もあつたにもかかわらず、財源が

ないから出せないといつてうそぶい

て、五月実施を十月実施におくらかし

たでございませぬか。

ここで明確にお答えを願いたいこと

は、今回の人事院の勧告五月実施を十

月実施にしようとするのは、財源が

ないのか、それとも経済団体の圧力で

もあるのか、また、その他重大な理由

でもあるのか、労働大臣の御答弁をお

願いたしたいと思いますのでございませぬ。

(拍手)

かのごとく、国家公務員の給与、

勤務条件等の改善に責務を持つ人事院

という法的な存在がございませぬ、そ

の使命を果たすことのできない存在に

されておるところに重大な問題がある

と思ひます。従つて、いかに国民全体

の奉仕者であらうとも、憲法の保障す

るところに従つて、団体交渉権、争議

権を与へ、三者構成の労働委員会を設

置して、自主的に公務員の待遇改善を

行なわしめることが最も正しいあり方

であると思ひます。福永労働

大臣のお答えを願ひたいのでございませぬ。(拍手)

法務、特別職、自衛官の給与につき

ましては、内容的に関連がございませぬ

で、委員会に議ることといたしまして

、以上で私の質問を終わらして

いただきますが、最後に、今日まで人事

院を無視し、勧告を尊重せず、公務員

の切なる要求にこたへなかつた政府の

責任を追及するとともに、人事院勧告

の内容を不満として、現在一律五千円

の賃上げを要求し、強力で戦つて

いるこの事態をまさか放任することはでき

ないと思ひます。従つて、この事態を

円満に解決するためには、委員会の審

議の過程において、本提案を修正され

ることを強く要望いたしまして、降壇

をす次第でございませぬ。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し

上げます。

田口さんお話し通りに、憲法第十

五条におきましては、すべて公務員は

全体の奉仕者としておるのでございませぬ。公共の事務に奉仕することに相

なつておるのでございませぬ。一般の勤労者と

同様に取扱いすることはできないと思ひます。ただ、私は、公務員につきま

しても、一般の勤労者と同様に、できる

だけ実態に沿うように努力はいたして

おるのでございませぬ。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 国家公務

員の給与引き上げという問題は、国家

財政に対するばかりでなく、国民経済

に対しまして、相当影響のある問題

でございませぬ。ことに、国家公務員の

給与をベース・アップするというとき

には、御承知のように、一般職や地方

公務員まで大体これに準ずるといふの

が、慣習になつておられます。従つて、

ひとり国の財政事情だけでは決定でき

ません。地方財政の実情というよりな

もの、そのほか、関連する諸般の事情

を十分検討の上、決定されるべきであら

うと思ひます。従つて、私どもは、今

度は人事院の勧告通り内容はそのまま

にいたしました。が、実施の時期につき

ましては、そういう諸般の事情を考え

た上、十月一日から実施することが妥

当であるという判断のもとに、そり決

定した次第でございませぬ。(拍手)

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) 国家公務員

は、国民全体の奉仕者として公共の事

務に従事する特殊の地位のものでござ

います。この地位にかんがみまして、

争議権、団体交渉権等について、民間

の一般労働者と同様に取扱いすることは

適当でないと思ひます。この点に關す

る現行制度を変更しようとは、私は考

えませぬ。

政府としては、公務員の給与等、法

令で定めることとされております事

項につきましては、人事院の調査研究

の結果による勧告を基礎として改定す

昭和三十六年十月十日 衆議院會議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四案の趣旨説明に対する田口誠治君の質疑

昭和三十六年十月十日 衆議院會議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四案の趣旨説明に対する田口誠治君の質疑 朗読を省略した議長の報告 八八

現行制度の建前が、適当であると考
えております。公務員給与の決定にあ
たっては、物価、生計費等を考慮する
ことは申すまでもございませぬが、公
務員の給与は職務給の建前をとってお
りますので、民間給与との比較に重
点を置いて定めるのが妥当であると考
えます。

公務員給与の引き上げにつきまして
は、人事院勧告の内容を尊重して改定
いたしますことはすでに申し上げた通
りでございますが、実施時期について
は、私からも見解を述べるといこと
でございますが、これは国民経済全般
の情勢とにらみ合わせまして、総合的
判断のもとに十月一日からと決定いた
しましたわけでありませぬ。

次に、人事院は、中立的第三者機関
といたしまして、その機能及び任務の
遂行に十分努力しておられるものと私
は考えております。
いろいろ数字をおあげになりましたし
て、田口さんの御意見によるところの
賃上げについてお話がございました。
御意見は拝聴いたしましたし参考にあ
りたいと存じますが、ここで、この数

字の二々についてわれわれの見解を申
し上げるといふわけにも参りませぬ。
最後に、現行制度を三者構成のよう
なもので新たなものに改めてはどう
か、こういふような御意見がございま
したが、以上述べましたように、私は
おおむね現行制度をもつて適当なりと
考えておりますので、直ちに田口さん
の御意見に賛成するわけには参りませ
ん。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑
は終了いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これ
にて散会いたします。
午後二時四十四分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 法務大臣 植木庚子郎君
- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 国務大臣 福永 健司君
- 自治大臣 安井 謙君
- 国務大臣 藤枝 泉介君
- 出席政府委員
- 法制局長官 林 修三君

朗読を省略した議長の報告

○朗読を省略した議長の報告
(政府委員承認)
一、昨九日、清瀬議長は、池田内閣総
理大臣申出の、次の者を第三十九回
国会政府委員に任命することを承認
した。

- 憲法調査会 武岡 憲一
- 事務局長
- 文部省体育局長 杉江 清
- 労働省職業 三治 重信
- 訓練局長

(政府委員発令通知受領)

一、昨九日、池田内閣総理大臣から清
瀬議長宛、昨九日議長において承認
した武岡憲一外二名を同日第三十九
回国会政府委員に任命した旨の通知
を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る六日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

- 外務委員 西尾 末廣君
- 文教委員 久保田 豊君
- 社会労働委員
- 井堀 繁雄君 佐々木良作君
- 井堀 繁雄君
- 商工委員 渡辺 惣蔵君
- 通信委員 受田 新吉君

建設委員

- 木村 公平君 齋藤 邦吉君
- 丹羽喬四郎君
- 議院運営委員
- 佐々木良作君 井堀 繁雄君

一、去る七日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

- 社会労働委員 井堀 繁雄君
- 建設委員 久保田円次君
- 予算委員 西村 榮一君
- 決算委員 牧野 寛素君

一、昨九日、議長において、次の常任
委員の辞任を許可した。

- 建設委員 前田 義雄君

(常任委員補欠選任)
一、去る六日、議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。

- 外務委員 受田 新吉君
- 文教委員 渡辺 惣蔵君
- 社会労働委員
- 佐々木良作君 井堀 繁雄君
- 井堀 繁雄君
- 商工委員 久保田 豊君
- 通信委員 西尾 末廣君
- 建設委員 宇野 宗佑君 久保田円次君
- 前田 義雄君

議院運営委員

- 井堀 繁雄君 佐々木良作君
- 一、去る七日、議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。
- 社会労働委員 西村 榮一君
- 建設委員 齋藤 邦吉君
- 予算委員 井堀 繁雄君
- 決算委員 久保田藤麿君

一、昨九日、議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

- 建設委員 木村 公平君 丹羽喬四郎君

(特別委員辞任)

一、去る七日、議長において、次の特
別委員の辞任を許可した。

- 石炭対策特別委員
- 内田 常雄君 浦野 幸男君
- 齋藤 憲三君 木村 公平君
- 網島 正興君
- (特別委員補欠選任)
- 一、去る七日、議長において、次の通
り特別委員の補欠を指名した。
- 石炭対策特別委員
- 倉成 正君 木村 公平君
- 網島 正興君 浦野 幸男君
- 齋藤 憲三君

(議案提出)

一、昨九日内閣から提出した議案は次の通りである。

大豆なたね交付金暫定措置法案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

(議案付託)

一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(畑和君外八名提出、乗法第三号)

法務委員会 付託

一、昨九日委員会に付託された議案は次の通りである。

大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣提出第六二号)

農林水産委員会 付託

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出第六三号)

以上二件 災害対策特別委員会 付託

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第六四号)

(議案送付)

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

裁判所法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(畑和君外八名提出)

衆議院会議録第六号中正誤

改正

中央防害会 中央防害会
地方に議、地方に議
は地方防害は地方防害

昭和三十六年十月十日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長長の報告

昭和三十六年十月十日 衆議院會議録第七号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価

一部

十五円

(但し良質紙に三千円)

郵送料共

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三一
官報課